福岡市公報

令和６年３月28日　第7040号（別冊）

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福　岡　市　役　所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

規　　則

○会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正（第27号）……1

○福岡市交通局における地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正（第28号）……1

○消防表彰規則の一部改正（第29号）……2

規　　則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第27号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年福岡市規則第５号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項ただし書中「特別休暇」の次に「の期間（同条第９号に掲げる特別休暇にあっては、３日を超える期間）」を加え、「病気休暇のうち、病気休暇」を「病気休暇の期間のうち病気休暇」に改める。

第11条第12号中「いう。）」の次に「、当該子が在籍する学校等の臨時休業等に伴い必要となった当該子の世話又は当該子が在籍する学校等が実施する行事への参加」を加える。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市交通局における地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第28号

福岡市交通局における地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

福岡市交通局における地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和49年福岡市規則第131号）の一部を次のように改正する。

本則第２号ア中「総務課」を「教習所」に改める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

消防表彰規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第29号

消防表彰規則の一部を改正する規則

消防表彰規則（昭和24年福岡市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第１条第３項中「消防署長又は消防本部の課長（消防航空隊長、災害救急指令センター長及び防災センター館長を含む。以下同じ。）」を「消防本部の部長、消防学校長又は消防署長」に改め、同項ただし書中「消防署長又は消防本部の課長が表彰を行う」を「消防本部の部長、消防学校長又は消防署長が授与する」に、「に報告しなければ」を「の承認を得なければ」に改め、同条第４項中「賞金その他の副賞」を「表彰記念品」に改める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

印刷所　松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を使用しています